

NAKANOSHIMA CLUB [会員誌]

中之島倶楽部

2019年冬

特集 ふらり探索

太子・河南
羽曳野・柏原

樽の旨店 五本の指

〜おでん編〜

関西の博物館探訪

大阪くらしの今昔館

中之島倶楽部からのお知らせ 災害時の税金を知る

寄稿者／税理士法人 V E R T E X (ヴェルテックス)

代表税理士 渡辺 秀俊

1 はじめに

近年、日本は東日本大震災（平成23年）を代表する大きな災害に見舞われています。

本年においても大阪北部地震（6月）、西日本豪雨（7月）、台風被害（主に9月）、北海道胆振東部地震（9月）などが発生しています。

そこで、今回は災害時の税金・法律を知り、組合員の皆様の一助になればと思います。

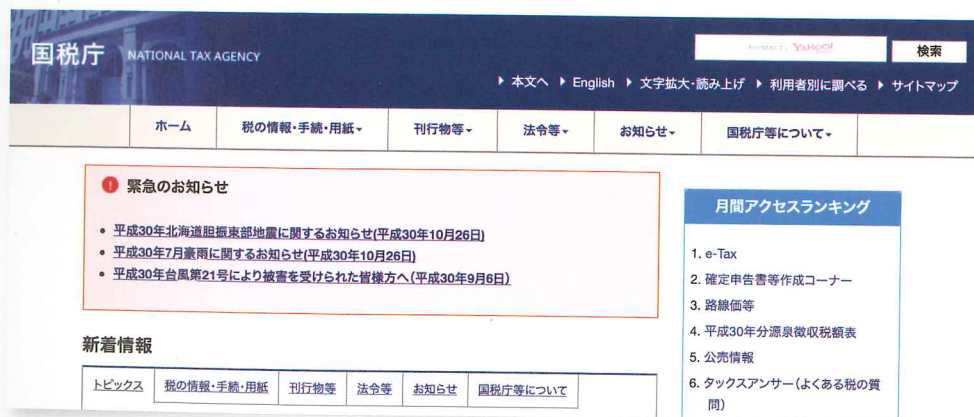
なお、今回ご紹介する内容は規定の一部を抜粋したものととなりますので、実際の申告等につきましては、最寄りの税務署または顧問税理士等にご相談ください。

2 災害時の税金上の優遇措置

（1）国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>)

災害に見舞われたら、まずは国税庁のホームページを確認してください。大きな災害であれば、トップページに災害の税務に関連するトピック스가一覧で確認できます。

特に東日本大震災など被害がより甚大の場合、一般的な災害時の規定だけではなく、特別な法律により税制優遇がある可能性があり、その内容もホームページで確認できます。被害に遭われた際は、確認することをお勧めいたします。



国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)より抜粋

（2）申告・納税などの期限の延長

① 原則（申告、納付等）

災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限を延長することができます。申告等の期限延長の申請は、期限が経過した後でも行うことができますので、災害による被害を受けた方は、被災の状況が落ち着いてから、最寄りの税務署にご相談ください。

② 被害が甚大の場合（納付）

①に加えて、災害等により財産に相当の損失（全財産額の20%程度）を受けたときは、原則として1年、最大3年間の納税の猶予を受けることができます。

なお、この規定は『災害のやんだ日から2月以内に申請』があった場合に適用されますので被害が大きく納税が困難な場合は忘れずに申請を行ってください。

(3) 住宅や家財などに損害を受けた場合の所得税等の軽減(所得税法・災害減免法)

確定申告で

- ① 所得税法による『雑損控除』の方法
- ② 『災害減免法』による所得税の軽減免除による方法

のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。なお、どちらが有利かは所得状況、災害による損失額、家族構成などにより異なります。比較検討し、ご自身にとって有利な規定を適用してください。

これら2つの方法には、次のような違いがあります。

	1 所得税法(雑損控除)	2 災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失	災害による損失	
対象となる資産の範囲等	住宅及び家財を含む生活に通常必要な資産 (棚卸資産や事業用固定資産、山林、生活に通常必要でない資産 ^{※1} は対象とはなりません。)	住宅及び家財 (損害金額 ^{※2} が住宅又は家財の価額の2分の1以上であることが必要となります。)	
控除額の計算又は所得税の軽減額	雑損控除の金額は次の〈イ〉又は〈ロ〉のうちいずれか多い方の金額です。 〈イ〉 損害金額 ^{※2} －所得金額の10分の1 〈ロ〉 損害金額 ^{※2} のうちの災害関連支出の金額－5万円 注:「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅、家財などを除去するための費用や豪雪による住宅の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用などの災害に関連したやむを得ない支出をいいます。	その年分の所得金額	所得税の軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	2分の1の軽減
		750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その他の事項	災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収証を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。 雑損控除の金額について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間 ^{※3} 繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。 災害関連支出のうち、①災害により生じた土砂などを除去するための支出、②住宅や家財などの原状回復のための支出(資産が受けた損害部分を除きます。)、③住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年以内(大規模な災害の場合等には、災害のやんだ日から3年以内)に支出したものが対象となります ^{※4} 。	原則として損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方に限り適用することができます。 この措置の適用を受けるためには、確定申告書等に適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額 ^{※2} を記載する必要があります。	

※1:生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。

※2:資産に生じた損害の金額から保険金や損害賠償金などによってほてんされる金額を控除した金額をいいます。

※3:東日本大震災により住宅や家財などについて生じた損失について、その年分の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後5年間になります。

※4:東日本大震災に関連する1から3までの支出について、東日本大震災からの復興のための事業の状況その他やむを得ない事情により、災害のやんだ日から3年以内にその支出を行うことができなかった場合には、その事情がやんだ日から3年以内に支出したのも対象とみなされます。



(4) 住宅借入金等特別控除(ローン控除)の特例

①災害によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋(以下「従前家屋」といいます。)については、居住

の用に供することができなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。(その従前家屋の敷地を賃貸用として利用した場合などを除きます。)

↓被災後住めなくなった家もローン控除の対象にできます

②被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内に所在する住宅用家屋を、その災害により居住の用に供することができなくなっ

た場合には、その従前家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除と一定期間内に新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を重複して適用することができます。

↓被災後住めなくなった家と新たに購入した家、どちらにもローンが残っている場合は2つの家屋に対してローン控除の対象にできます

(5) 事業用資産(賃貸マンション等)や棚卸資産などに損害を受けた場合

①事業的規模の場合

個人事業者の方は、その損失の金額を事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます。

また、損益通算してもなお引ききれなかった損失の金額(以下「純損失」といいます。)がある場合には、次のように取り扱います。

・青色申告の場合

純損失の金額を、その年の前年に繰り戻して還付の請求をするか、又はその年の翌年以後3年間に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

・白色申告の場合

純損失の金額のうちに被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の総所得金額等から控除することができます。

②事業的規模以外の場合

事業に至らない規模(5棟10室未

満)で不動産賃貸業等を営んでいる方については、雑損控除または所得を限度としてその損失の金額を必要経費に算入することができます。

(6) 共済金を受け取った場合

①建物などの資産や身体被害による共済金

非課税となり所得税はかかりません。ただし、資産の損失額や医療費控除の算出の際は、その金額の計算上控除されます。

②死亡に伴い支払われる死亡共済金

死亡共済金を受け取った場合には、被共済者、共済掛金の負担者及び共済金受取人が誰であるかにより、所得税、相続税、贈与税のいずれかの課税の対象になります。

死亡共済金の課税関係

被共済者	共済料の負担者	共済金受取人	税金の種類
A	B	B	所得税
A	A	B	相続税
A	B	C	贈与税

③商品の損失や収益補償に関連して受け取る共済金

個人の不動産所得・事業所得等の収入金額となります。

3 今後の備えとして
今できること

災害はいつ起きるかは誰にも分かりません。万が一の備えとして以下のものをご提案いたします。

①共済契約の見直し

終身共済・建物更生共済契約などに加入している方も多いと思いますが、加入時と現在の状況が相違しているかもしれません。

今一度、受取人・補償対象・補償額などを見直してみましよう。

②家族会議・遺言の勧め

不幸にも被災し死亡した際には、その遺志をご家族が受け継ぐことが大切です。相続人が対立し預貯金口座の引き出しができなくなったり、不動産の相続を巡ってトラブルが発生する可能性もあります。ご自身のお気持ちを明確にするため家族会議を定期的に行ったり、公正証書遺言の作成を検討しましょう。

4 被災地支援の
義援金を
支払った場合

①地方公共団体に対する直接の
寄付

被災地の地方公共団体に設置され

た災害対策本部に対して支払った義援金は、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。

なお、『ふるさと納税』に該当するため、個人住民税の寄附金税額控除の対象になります。（ワンストップ特例制度の適用ができます）

②日本赤十字社又は社会福祉法人中央
共同募金会

日本赤十字社や社会福祉法人中央共同募金会が被災者への支援を目的として専用口座を設けて義援金を募集している場合に、その義援金が最終的に地方公共団体（義援金配分委員会等）に対して拠出されるものであるときは、寄附金控除の対象となります。

なお、当該義援金は、地方公共団体に対する寄附金として、『ふるさと

と納税』に該当するため、個人住民税の寄附金税額控除の対象になります。(ワンストップ特例制度の適用はできません。)

(3) 認定NPO法人等

被災地域の救援活動や被災者への救護活動を行っている『認定』NPO法人に対して義援金を支払った場合には、その義援金は寄附金控除(所得控除)又は寄附金特別控除(税額控除)の対象となります。(選択適用)
(注) ふるさと納税には該当しません。

(4) 募金団体

募金を取りまとめる団体(以下「募金団体」といいます。)が義援金を預かる場合でも、その義援金が、最終的に地方公共団体に拠出される

ものであるときは、寄附金控除の対象となります。

なお、当該義援金は、地方公共団体に対する寄附金として、『ふるさと納税』に該当するため、個人住民税の寄附金税額控除の対象になります。(ワンストップ特例制度の適用はできません。)

また、税務署においては、募金団体に対して支払う義援金が、最終的に国、地方公共団体に拠出されるものであるかどうかの確認を行っています。

(5) 有利判定

(1) の直接地方公共団体に寄付をする場合には

インターネットサイトなどで申し込みができ、かつ、クレジットカード払いも可能な地方公共団体も多く存

在します。また、税制上も『ふるさと納税』として取り扱われるため①手軽さ、②確実さ、③税制優遇の3つどれをとっても有利となります。

また、確定申告不要にできる『ワンストップ特例制度』も(1)の直接寄付した場合にのみ適用できる特典です。

(2) については

通常の日本赤十字社に対する寄付では『ふるさと納税』には該当しないため、税制上の優遇が最大限受けることができません。

税制上の最大限の優遇を受けようとする場合は、『被災者への支援を目的とした専用口座』に支払うようにしてください。

(3) については

『ふるさと納税』には該当しない

ため、税制上の優遇が最大限受けることができません。税制上の最大限の優遇を受けようとする場合は支払先を変更する必要があります。

(4) 募金団体については

『ふるさと納税』となるため、税制上の優遇が最大限受けることができます。

ただし、義援金の募集を装った振り込め詐欺なども認められており、十分な注意が必要です。